

施設利用手続きでの押印廃止のお知らせ

4 高 青 少 第 1 2 2 番
高知県立青少年センター

平素は当センター施設をご利用いただき、ありがとうございます。

このたび、当センターの施設利用に係る手続きにおいて、提出文書への押印について見直しを行い、利用者からの提出文書につきましては、押印を廃止いたします。合わせて、当センター発行文書につきましても、以下に示すものについて押印を廃止いたします。皆様のご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1. 利用者提出文書で押印を廃止するもの
 - 「使用料還付請求書」第7号様式(第9条関係)
 - 「高知県立青少年センター使用料免除申請用名簿」
2. センター発行文書で押印を廃止するもの
 - 「高知県立青少年センター利用許可書」第4号様式(第5条関係)
 - 「使用料減額(免除)承認通知書」第6号様式(第7条関係)
 - 「使用料還付決定通知書」第8号様式(第9条関係)
3. 押印廃止の日程
令和4年12月1日(木)から開始

■ 問合せ先

高知県立青少年センター

〒781-5232 香南市野市町西野303-1

T E L : 0887-56-0621 (8:30~17:15)

F A X : 0887-56-0622